

理事会枠組み決定 2002/475/JHA
【参考訳】

2017年5月3日
明治大学法学部教授
夏井 高人

Council Framework Decision of 13 June 2002 on combating terrorism (2002/475/JHA) (OJ L 164, 22.6.2002, p.3-7)のテキスト（英語版）に基づき、和訳を試みた。テキストは、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32002F0475&from=EN>
[2017年4月18日確認]

枠組み決定 2002/475/JHA の第3条及び第4条は、枠組み決定 2008/919/JHA (OJ L 330, 9.12.2008, p. 21-23)によって改正されている。枠組み決定 2008/919/JHA のテキストは、下記の Eur-lex の Web サイトから入手することができる。

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32008F0919&from=EN>
[2017年4月18日確認]

枠組み決定 2002/475/JHA は、前文及び条文の2つの部分で構成されている。この参考訳では、前文及び条文の全文を訳出した。

この参考訳は、あくまでも枠組み決定 2002/475/JHA の私訳である。

原則として直訳としたが、直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意訳とした。参考訳の訳文だけではわかりにくい部分については訳注を付した。枠組み決定 2002/475/JHA にある原注と識別できるようにするため、訳注には[訳注]と記してある。

国連及び EU の観点におけるテロリズムだけではなく、企業秘密や軍事機密に対する外国または外国企業からの無権限アクセス及びその無権限利用という観点における

テロリズムを重視する米国の姿勢を含め、サイバー犯罪及びサイバー攻撃としてのテロリズムという切り口からの検討結果は、夏井高人「サイバー犯罪の研究（五）－サイバーテロ及びサイバー戦に関する比較法的検討－」法律論叢 86 巻 2・3 号 85～133 頁 (2013)で述べたとおりである。また、遠隔操縦型ロボットを用いたテロ攻撃の手段としても利用可能なドローン（無人航空機）の法的規制に関しては、同「サイバー犯罪の研究（九・完）－補遺・最近の法改正と裁判事例－」法律論叢 89 巻 1 号 143～196 頁 (2016)で述べたとおりである。加えて、テロリズムの場合を含め、サイバー戦またはサイバー攻撃の手段としてしばしば用いられる DoS 攻撃（DDoS 攻撃）については、同「サイバー犯罪の研究（一）－DoS 攻撃（DDoS 攻撃）に関する比較法的検討－」法律論叢 85 巻 1 号 197～231 頁 (2012)で、APT 攻撃については、同「サイバー犯罪の研究（二）－フィッシング（Phishing）に関する比較法的検討－」法律論叢 85 巻 4・5 号 179～236 頁 (2013)で、そして、ランサムウェア（Ransomware）による攻撃については、同「サイバー犯罪の研究（六）－違法な電子メールに関する比較法的検討－」法律論叢 86 巻 6 号 181～243 頁 (2014)でそれぞれ述べたとおりである。

理事会枠組み決定 2008/919/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 86～94 頁にある。理事会枠組み決定 2006/960/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 95～110 頁にある。PNR 指令(EU)2016/681 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 3 号 119～155 頁にある。VIS 規則(EC) No 767/2008 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 1～59 頁にある。API 指令 2004/82/EC の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 60～70 頁にある。

一般個人データ保護規則(EU)2016/679 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 188～331 頁にある。個人データ保護指令 95/46/EC の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 332～365 頁にある。規則(EC) No 45/2001 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 111～146 頁にある。

Europol 規則(EU)2016/794 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 3 号 1～101 頁にある。Europol 決定 2009/371/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 31～98 頁にある。決定 2009/934/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 99～113 頁にある。決定 2009/935/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 114～118 頁にある。決定 2009/936/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 119～139 頁にある。決定 2009/968/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 140～154 頁にある。決定 2008/615/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 155～181 頁にある。枠組み決定 2008/977/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 1 号 141～169 頁にある。決定 2003/659/JHA 及び決定 2009/426/JHA による改正後の Eurojust 決定 2002/187/JHA は、法と情報雑誌 2 巻 4 号 81～125 頁にある。2003/659/JHA による

改正前の Eurojust 決定 2002/187/JHA の参考訳は、法と情報雑誌2巻4号126～152頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭に掲記した文献のほか、大沢秀介・小山剛編『自由と安全－各国の理論と実務』（尚学社、2009）、関根謙一・北村滋・倉田潤・辻義之・荻野徹・島根悟・高木勇人編『講座警察法（全3巻）』（立花書房、2014）、福井千衣「EUのテロリズム対策」外国の立法228号68～81頁（2006）、佐々木秀智「同時多発テロ・報復攻撃とメディアの自由・民主主義」月刊民放2002年2月号38～41頁（2002）、中村民雄「EUの国際的テロリズム規制措置に対する司法審査と基本権保護：EU判例の最近の展開」社会科学研究59巻1号57～82頁（2007）、大藤紀子「テロフランス法の対応」社会科学研究59巻1号3～33頁（2007）、江島晶子「テロリズムと人権－多層的人権保障メカニズムの必要性と可能性－」社会科学研究59巻1号35～56頁（2007）、柳生一成「欧州評議会のテロ防止関連諸条約における「人権条項」の意義」一橋法学15巻2号419～442頁（2016）、山本直「EUのテロ対策と人権保護－シャルリ・エブド事件後の反応－」阪南論集社会科学編51巻3号93～103頁（2016）、熊谷卓「国際テロリズムと条約の役割－引渡しまたは訴追の規定を中心に－」新潟国際情報大学情報文化学部紀要16号65～80頁（2013）、丸山政己「国連安全保障理事会による「国際立法」とその実施に関する一考察－国際立憲主義の観点から－」山形大学法政論叢62号145～199頁（2015）、四ノ宮成祥「生物兵器禁止条約と生命化学領域のデュアルユース研究」CISTEC Journal130号59～67頁（2010）を参考にした。

この参考訳の校正に際しては、唐亀侑久氏（株式会社ラック）の助力を得た。

テロリズムとの闘いに関する2002年6月13日の 理事会枠組み決定（2002/475/JHA）

欧州連合の理事会は、
欧州共同体条約、とりわけ、その第29条、第31条(e)及び第34条第2項(b)に鑑み、
欧州委員会からの提案¹に鑑み、
欧州議会の意見²に鑑み、
以下のとおりであるので、この枠組み決定を採択する。

- (1) 欧州連合は、人間の尊厳、自由、平等及び連携、人権及び基本的自由の尊重という普遍的な価値観に基づいて設立された。それは、構成国に共通する基本原則である民主主義の原則及び法の支配の原則を基礎とするものである。
- (2) テロリズムは、これらの基本原則に対する最も重大な侵害行為を構成するものである。1995年10月14日の非公式の理事会会合の際に採択されたラ・ゴメラ宣言は、テロリズムが、民主主義、人権の自由な行使並びに経済発展及び社会の発展に対する脅威を構成するものであることを確認した。
- (3) 全てのまたは幾つかの構成国は、テロリズムと関連する幾多の条約の締約国となっている。テロリズムの抑止に関する1977年1月27日の欧州評議会条約は、政治的な侵害行為としてのテロリスト行為、または、政治的な侵害行為と関連する侵害行為としてのテロリスト行為、または、政治的な動機によって鼓舞される侵害行為としてのテロリスト行為と関係するものではない。欧州連合は、1997年12月15日のテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約³及び1999年12月9日のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約⁴を採択した。テロリズムに対する世界条約の草案⁵は、現在、国際連合内において交渉中である。

¹ OJ C 332 E, 27.11.2001, p.300.

² 2002年2月6日に配布された意見書（官報未登載）

³ [訳注] 日本国は、2001年11月16日にこの条約に批准し、同条約は、平成13年条約第10号として公布された。同条約の日本語訳は、外務省のWebサイト上で公表されている。

⁴ [訳注] 日本国は、2002年6月11日にこの条約の受諾書を寄託し、同条約は、平成14年条約第6号及び外務省告示第261条として公布された。同条約の日本語訳は、外務省のWebサイト上で公表されている。

⁵ [訳注] 参考となる文献として、United Nations General Assembly (Seventy-first session, Agenda item 118, The United Nations Global Counter-Terrorism Strategy), Capability of the United Nations system to assist Member States in implementing the United Nations Global Counter-Terrorism Strategy: Report of the Secretary-General (A/71/858) (3 April 2017) がある。

(4) 欧州連合のレベルで、1998年12月3日、理事会は、自由、安全及び正義の領域¹に関するアムステルダム条約の条項をいかに実装するのが最善であるかに関する理事会及び欧州委員会の行動計画²を採択した。2001年9月20日の理事会決議及び2001年9月21日のテロリズムと闘うための欧州理事会の特別の行動計画も考慮に入れなければならない。テロリズムは、1999年10月15日及び16日のタンペレ欧州理事会の決議並びに2000年6月19日及び20日のサンタマリア・ダ・フェイラの欧州理事会の決議の中でも言及された。欧州連合の「自由、安全及び正義」の領域の創設の進展状況を見直すためのスコアボードの半年毎の更新に関する理事会及び欧州議会に対する欧州委員会通知（2000年下期）の中でも、そのことが言及された。更に、2001年9月5日、欧州議会は、テロリズムとの闘いにおける欧州連合の役割に関する勧告を採択した。以上に加え、1996年7月30日、パリにおいて先進国（G7）及びロシアにより、テロリズムに対する闘いのための25の措置が共同提案されたことを想起すべきである。

(5) 欧州連合は、テロリズム及び組織犯罪に対する抑止力を有する多数の特別の措置を講じてきた。例えば、生命、身体、個人の自由及び財産に対するテロリスト活動の過程で実行された犯罪または実行されるおそれのある犯罪の取扱いを Europol に指示する1998年12月3日の理事会決定³；欧州連合の構成国間での対テロリズムの協力を促進するための特化された対テロリズムの職務、技能及び専門性をもつ者の名簿を作成し維持することに関する1996年10月15日の理事会共同行動96/610/JHA⁴；とりわけその第2条においてテロリスト行為の職務をもつ欧州法務ネットワークの創設に関する1998年6月29日の理事会共同行動98/428/JHA⁵；欧州連合の構成国内の犯罪組織に参加する行為を犯罪行為とすること⁶に関する1998年12月21日の理事会共同行動98/733/JHA⁷；並びに、テロリストグループの資金源との闘いにおける協力に関する1999

¹ [訳注] 原文は、「on an area of freedom, security and justice」である。特に「justice」については、単純に「正義」と訳すべきか否か疑問があるが、この参考訳では、とりあえず、慣例に従い、「自由、安全及び正義の領域」と訳すことにした。

² OJ C 19, 23.1.1999, p.1.

³ OJ C 26, 30.1.1999, p.22.

⁴ OJ L 273, 25.10.1996, p.1.

⁵ OJ L 191, 7.7.1998, p.4.

⁶ [訳注] この法令の正式名称は、「98/733/JHA: Joint action of 21 December 1998 adopted by the Council on the basis of Article K.3 of the Treaty on European Union, on making it a criminal offence to participate in a criminal organisation in the Member States of the European Union」である。個々具体的な加害行為を犯罪行為として処罰するのではなく、犯罪組織への加担行為を犯罪行為として処罰することを目的としている。例えば、マフィアの構成員ではなかった者が組織の幹部と合意して当該犯罪組織に加入することまたは組織の一員として行動することを共謀する行為を犯罪行為として処罰しようとするものである。

⁷ OJ L 351, 29.12.1998, p.1.

年12月9日の理事会勧告¹がそうである。

(6) テロリスト行為の定義は、テロリストグループと関連するテロリスト行為を含め、全ての構成国において、均等のものでなければならない。更に、処罰及び制裁は、その侵害行為の深刻度に応じて、そのような侵害行為を実行し、または、その行為に責任のある自然人及び法人について定められなければならない。

(7) テロリスト行為を効果的に訴追することができることを確保するために、管轄権の規則が定められなければならない。

(8) テロリスト行為の被害者は、弱い立場にあり、それゆえ、彼らに関して必要となる特別の措置が講じられる。

(9) 提案された法令の目的は構成国のみでは十分に達成することができず、互惠性のゆえに、欧州連合のレベルにおいてより良く達成され得ることに鑑み、欧州連合は、補完性の原則に従って、措置を採択することができる。比例性の原則に従い、この枠組み決定は、その目的を達成するために必要なところを越えることがない。

(10) この枠組み決定は、人権及び基本的自由の保護のための欧州条約によって保障されたものとしての、そして、欧州共同体の法律の基本原則として構成国に共通の憲法上の伝統から生じたものとしての基本的な権利を尊重する。欧州連合は、欧州連合条約の第6条第2項によって認められ、そして、欧州連合基本権憲章、とりわけ、その第6章に反映されている基本原則を尊重する。この枠組み決定内のいかなる条項も、彼または彼女の利益を守るための他の者と労働組合を結成する権利及びこれに加入する権利、並びに、デモ行為と関連する権利を含め、ストライキの権利のような基本的な権利もしくは自由、集会の自由、結社の自由、または、表現の自由を制限または禁止するものとして解釈してはならない。

(11) 国際人道法に基づくその要件の意味の範囲内で、国際法上のその他の規則によってそれが規律される限りにおいて、国際人道法によって規律される武力紛争中の軍隊による活動、国家の公的な義務の実施の際の国家の軍隊による活動は、この枠組み決定によって規律されない²。

¹ OJ C 373, 23.12.1999, p.1.

² [訳注] この枠組み決定に定めるテロリスト行為があくまでも国家の平時の法が適用される警察活動の中で対応可能なものに限定されることを示している。通常の警察活動を超える戦争状態または国際的な軍事衝突の場合には戦時の法が適用される。しかし、例えば、サイバー戦（Cyberwar）にみられるように、戦時と平時が常に共存する状況の下で行われる攻撃については、ここで述べられているような古典的な考え方が全く通用しないこと、または、その有効性を喪失してしまうことに留意すべきである。

第1条 テロリスト行為並びに基本的な権利及び基本原則

1. 各構成国は：

- －多くの人々に深刻な恐怖を与える意図で；または
- －政府または国際機関に対し、何らかの行為を遂行すること、または、それを控えることを不当に強いる意図¹で；または
- －国または国際機関の基本的な政治的構造、憲法上の構造、経済構造または社会構造を深刻に阻害し、または、それを破壊する意図²で、

実行される場合に、その性質または過程に鑑み、国または国際組織に対して重大な損害を発生させ得る以下の(a)ないし(i)に示す意図的な行為について、国内法に基づく侵害行為と同様に定められるものとして、テロリスト行為とみなされることを確保するために必要となる措置を講ずる：

- (a) 死を招き得る人の生命に対する攻撃³；
- (b) 人の身体の完全性に対する攻撃⁴；
- (c) 誘拐または人質にとる行為⁵；
- (d) 政府または公共施設、輸送システム、情報システムを含めインフラ施設、大陸棚に位置する固定プラットフォーム⁶、公共の場または私的な財産に対する広範な破壊を生じさせ、人の生命に危険を発生させるおそれがあり、または、重大な経済

¹ [訳注] 国家に対する強要行為を指すと解される。例えば、要求を受け入れなければ核攻撃や生物化学兵器による攻撃をしようと脅す行為、あるいは、人質を処刑すると言って脅す行為などが含まれる。

² [訳注] 侵略行為または国家の破壊行為が、テロリストによって意図される場合を指すと解される。日本国の刑法では、現実の破壊行為等の実行行為の前の段階である共謀、謀議及び周辺の活動だけで処罰するような類型に属する犯罪行為として、内乱予備及び陰謀罪（刑法第78条）、内乱等幫助罪（同法第79条）、外患誘致罪（同法第81条）、外患援助罪（同法82条）、外患予備及び陰謀罪（同法第88条）、私戦予備及び陰謀罪（同法第93条）、中立命令違反罪（同法第94条）が定められている。予備罪については、共謀による予備行為も含まれる（前田雅英編『条解刑法（第3版）』（弘文堂、2013）226頁、大塚仁・河上和雄・佐藤文哉・古田佑紀編『大コンメンタール刑法第5巻（第2版）』（青林書院、2002）397～409頁[村上光鵠参照]）。

³ [訳注] 日本国の刑法では、殺人罪（同法第199条）、傷害致死罪（同法第205条）及び殺人予備罪（同法第201条）が定められている。予備罪については、共謀による予備行為も含む。

⁴ [訳注] 日本国の刑法では、傷害罪（同法第204条）、現場助勢罪（同法第206条）、凶器準備集合及び結集罪（同法第208条の2）が定められている。

⁵ [訳注] 日本国の刑法では、略取及び誘拐罪（同法第224条～第226条）、略取等予備罪（同法第228条の3）が定められている。予備罪については、共謀による予備行為も含まれる。

⁶ [訳注] 大陸棚に設置された原油や天然ガス採掘用のプラットフォーム（櫓状の大型構造物）のことを指す。

- 的損失を発生させるおそれのある行為¹；
- (e) 航空機、船舶、または、その他の公衆もしくは物品の輸送手段の強奪²；
 - (f) 武器、爆発物または放射線兵器、生物兵器もしくは化学兵器の製造、所持、取得、輸出入、提供または使用、並びに、生物兵器及び化学兵器の調査及び開発³；
 - (g) 危険物の放出、または、火災、洪水もしくは爆発を生じさせる行為であって、人の生命を危険に晒す効果のあるもの⁴；
 - (h) 水、電力またはそれ以外の重要な天然資源の供給を阻害または破壊する行為であって、人の生命を危険に晒す効果のあるもの⁵；
 - (i) (a)ないし(h)の行為を実行すると脅迫行為⁶。

¹ [訳注] 日本国の刑法では、出水及び水利に関する罪（同法第119条～第123条）、往来を妨害する罪（同法第124条～第129条）、飲料水に関する罪（同法第142条～第147条）が定められている。

² [訳注] 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）は、航空機の強取等の罪（同法第1条）、強取等の致死罪（同法第2条）、強取等の予備罪（同法第3条）、運航阻害罪（同法第4条）を定めている。予備罪については、共謀による予備行為も含まれる。

³ [訳注] 日本国の関連法令としては、武器等製造法（昭和28年法律第145号）、武器等製造法施行規則（昭和28年通商産業省令第43号）、明治17年太政官布告第32号（爆発物取締罰則）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）があり、関連通達としては、警察庁丁備企発第4号・平成26年1月10日・警察庁警備局警備企画課長「爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に係る管理者対策の徹底について（通達）」があり、そして、関連する裁判例としては、最高裁平成23年11月21日判決・裁判集刑事305号203頁、同平成23年11月18日判決・裁判集刑事305号1頁、同平成22年1月19日判決・裁判集刑事300号1頁、同平成19年7月20日判決・裁判集刑事292号121頁がある。

なお、太政官布告という法形式は、日本国憲法下の国家体制とは適合せず、少なくとも、日本国憲法及び欧州連合基本権憲章が基本的な価値としている「民主主義」を基礎とする国家においては維持できない法形式であるので、これを廃止した上で、新法を制定すべきである。

⁴ [訳注] 日本国の関連法令としては、原子力基本法（昭和30年法律第186号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、消防法（昭和23年法律第186号）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）がある。また、日本国の刑法では、放火予備罪（同法第113条）、消火妨害罪（同法第114条）、激発物破裂罪（同法第117条）、ガス漏出等及び同致死傷罪（同法第118条）、出水及び水利に関する罪（同法第119条～第123条）、飲料水に関する罪（同法第142条～第147条）が定められている。予備罪については、共謀による予備行為も含まれる。

⁵ [訳注] 日本国の関連法令としては、電気事業法（昭和39年法律第170号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、水道法（昭和32年法律第177号）がある。

⁶ [訳注] 日本国の刑法中の関連条項としては、公務執行妨害及び職務強要罪（同法第95条）、加重逃走罪（同法第98条）、被拘禁者奪取罪（同法第99条）、逃走援助罪（同法第100条）、騒乱罪（同法第106条）、多衆不解散罪（同法第107条）、脅迫罪（同法第222条）、強要罪（同法第223条）がある。

2. この枠組み規則は、欧州連合条約の第6条に掲げられている基本的な権利及び基本的な法原則を尊重すべき義務に対し、何らの影響も及ぼすものではない。

第2条 テロリストグループと関連する行為

1. この枠組み決定の目的のために、「テロリストグループ」とは：3名以上の者で構成されるグループであって、一定の期間継続して組織され、かつ、テロリスト行為を実行するために協力して活動するものすることを意味する。「構成されるグループ」とは、侵害行為の即時の実行のためにランダムに結成されるものではないグループを意味し、その構成員の役割に関する正規の定め、その構成員の継続性、または、しっかりとした構造を必要としない¹。

2. 各構成国は、以下の意図的な行為²を処罰することを確保するために必要となる措置を講ずる：

- (a) テロリストグループを統率すること；
- (b) 情報の提供もしくは物資の供給による場合、または、何らかの方法でその活動の資金を提供することによる場合を含め、そのような参加がそのテロリストグループの犯罪活動への寄与となるであろうという事実を認識して³、テロリストグループの活動に参加すること；

第3条 テロリスト活動と連携する行為

各構成国は、以下の行為をテロリスト活動と連携する行為の中に含めることを確保するために必要となる措置を講ずる：

¹ [訳注] 同一の原文となっている国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の第2条(c)の外務省訳を参考にした上で、とりあえず、参考訳の訳文としては、外務省の理解に沿った訳文とすることにした。どの解釈の場合でも、正当な目的をもつ限り、政治団体、労働組合、宗教団体、学術団体、業界団体、親睦団体等は、全く該当性がない（前文(10)参照）。

² [訳注] 原文は、「intentional acts」となっている。要するに、故意行為を指し、過失行為を含まない。理論的には過失による共同正犯が全く成立しないわけではないが（民事では過失による共同不法行為が存在する。）、この枠組み決定における「テロリスト行為」は、あくまでも故意による行為のみを対象とするものであることを明確にしている。

³ [訳注] 過失による加担を含まないことを意味している。それゆえ、過失による共謀についても該当性がない。欺罔、脅迫または強要の下で加担する行為は、その状況からの自由意思に基づく離脱の可能性が失われている状態にあったと言える場合には、該当性がないと解される。ただし、いわゆる洗脳による加担の場合には、慎重な検討を要する場合があり得る。

- (a) 第1条第1項に列挙する行為中のいずれかを実行する意図による重窃盗¹；
- (b) 第1条第1項に列挙する行為中のいずれかを準備する意図による強要；
- (c) 第1条第1項(a)ないし(h)及び第2条第2項(b)に列挙する行為中のいずれかを実行する意図による偽造公文書²の作成。

第4条 扇動、幫助または教唆及び未遂

1. 各構成国は、第1条第1項、第2条または第3条に示す行為の扇動または幫助または教唆を処罰することができるようにすることを確保するために必要となる措置を講ずる。
2. 各構成国は、第1条第1項(f)に定める所持行為及び第1条第1項(i)に示す犯罪行為を除き、第1条第1項及び第3条に示す行為の未遂を処罰することができるようにすることを確保するために必要となる措置を講ずる。

第5条 処罰

1. 各構成国は、第1条ないし第4条の行為が、効果的であり、比例的であり、かつ、抑止力があり、犯罪者引渡しを伴うことのできる刑罰³によって処罰することができることを確保するために必要となる措置を講ずる。

¹ [訳注] 主として、テロリスト行為としての強盗行為や恐喝行為を指すと解される。

² [訳注] 原文は、「false administrative documents」となっている。広義の偽造公文書を指し、虚偽内容の公文書を含むと解される。

³ [訳注] 犯罪者の国際的な引渡しを行うためには、関連する国際協定に従い、法定刑の下限を一定程度以上のものとする必要がある。そのことから、この条項は、常に犯罪人の引渡しをすることができるだけの重い法定刑をもつ処罰条項を定めるべきことを求める趣旨のものとして解することができる。このことは、日本国とEUとの間での国際的な犯罪人の引渡しの関係に対しても影響を与え得る。例えば、日本国において既に処罰可能な犯罪行為であっても、その法定刑が軽すぎる場合には、該当する国際協定によっては、EUと日本国間での刑事司法共助を期待することができなくなることがある。他方において、EUから日本国への犯罪人引渡しに関しては、日本国に死刑制度が存在すること（双罰性の要件）がその障害となることがあり得る。例えば、米国においては死刑制度が存在するため、国際的な犯罪人の引渡しが行われなかった事例がある。その意味では、いわゆる死刑廃止論は、国際的な犯罪人引渡し及びその前提としてのテロリスト犯罪に対する捜査活動の促進のために高度に寄与する結果となり、テロリスト活動に対する各国の警察組織との連携を強化するための重要な促進要因となると考えることもできる。もっとも、将来、EUにおいて、テロリスト犯罪や組織犯罪に関しては死刑を復活するような情勢の変化があれば、この問題は、テロリスト犯罪や組織犯罪に関する限り、自動的に解消されることになる。

2. 各構成国は、第1条第1項に示すテロリスト行為及びそれがテロリスト行為と関連するものである限り第4条に示す行為が、科すことのできる刑が既に国内法上で可能な上限となっている場合を除き、第1条第1項によって要件とされる特別の意図が存在しないような行為に対して国内法に基づき科すことのできる刑よりも重い拘禁刑によって処罰されること¹を確保するために必要となる措置を講ずる。
3. 各構成国は、第2条に列挙する拘禁刑によって処罰される行為が、第2条第2項(a)に示す行為については15年以上の上限の刑で、第2条第2項(b)に列挙する行為について8年以上の上限の刑で処罰することができることを確保するために必要となる措置を講ずる。第2条第2項(a)に示された第1条第1項(i)に示す行為²に関する限り、刑の上限は、8年以上とする。

第6条 特殊な状況

各構成国は、以下の行為者の場合には、第5条に示す処罰を減免することができることを確保するために必要となる措置を講ずる：

- (a) テロリスト活動を中止し³；かつ
- (b) 行政当局または法務当局に対し、それらの当局が以下のことをする助けとなる、他からは入手できない情報を提供した者：
 - (i) 行為の結果の発生の抑止または軽減；
 - (ii) 他の行為者の特定または起訴；
 - (iii) 証拠の発見；または
 - (iv) 第1条ないし第4条に示す別の行為の防止。

第7条 法人の責任

1. 各構成国は、個人的に活動し、または、その法人の組織の一員として活動し、以下の中のいずれかに基づき、その法人の中で指導的な立場をもつ者によって、その法人の

¹ [訳注] テロリスト行為の目的を加重要件とする趣旨である。例えば、テロリスト行為の目的で実行される傷害行為は、テロリスト行為には該当しない普通の傷害行為よりも重く罰せられなければならない。

² [訳注] テロリストグループの首謀者が、そのグループの構成員に対し、テロリスト活動を実行させるために脅迫行為を実行する場合を意味するものと解される。例えば、命令に服しない構成員に対して危害を加えることによってみせしめとするような行為が該当し得る。関連する裁判事例として、東京高裁昭和61年9月26日判決・判例時報1218号3頁がある。

³ [訳注] 日本国の刑法第43条参照

利益のために実行された第1条ないし第4条のいずれかに示す行為について法人が責任を負い得ることを確保するために必要となる措置を講ずる。

- (a) その法人を代表する権限；
- (b) その法人の代わりに意思決定をする権限；
- (c) その法人内における管理を実行する権限¹。

2. 第1項に定める場合とは別に、各構成国は、第1項に示す者による監督または管理の欠如によって、その権限の下にある者によって当該法人の利益のために第1条ないし第4条に示す行為を実行することができるようにされた場合において、法人が責任を負い得ること²を確保するために必要となる措置を講ずる。

3. 第1項及び第2項に基づく法人の責任は、第1条ないし第4条に示すいずれかの行為の実行者、扇動者または随行者である自然人に対する刑事訴訟を排除するものではない。

第8条 法人の処罰

各構成国は、第7条により法的責任を負う法人が、効果的であり、比例的であり、かつ、抑止力のある罰によって処罰することができることを確保するために必要となる措置を講ずる。それは、刑罰である制裁金または刑罰ではない制裁金を含めるものとし、以下のような上記以外の罰を含めることができる³：

- (a) 公的な利益または支援の資格剥奪；
- (b) 商業活動の実施の一時的または恒久的な停止；
- (c) 法務当局による監察の下に置くこと；
- (d) 法務当局による解散命令；
- (e) 行為の実行のために用いられた組織の一時的または恒久的な禁止。

第9条 管轄権及び訴追

1. 各構成国は、以下の場合においては、第1条ないし第4条に示す行為についてその構成国の管轄権を発生させるために必要な措置を講ずる：

¹ [訳注] 指揮命令権のことを指すと解される。

² [訳注] いわゆる両罰規定のことを指すと解される。

³ [訳注] 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）参照

- (a) その行為の全部または一部がその構成国の領土内で実行される場合。各構成国は、構成国の領土内で行為が実行される場合には、その管轄権を拡張することができる；
 - (b) その構成国に船籍のある船舶内またはその構成国で登録されている航空機内で行為が実行される場合；
 - (c) 加害者がその構成国の国民または居住者の一員である場合；
 - (d) その構成国の領土内で設立されている法人の利益のために行為が実行される場合；
 - (e) 当の構成国の組織及び人々に対し、または、欧州共同体条約もしくは欧州連合条約に従って設置され、かつ、構成国内に置かれている欧州連合の機関もしくは組織に対して行為が実行される場合。
2. 行為が複数の構成国の管轄権の及び範囲内にある場合であり、かつ、それらの中の関係する1つの構成国が同一の事実に基づいて適法に訴追をすることができる場合には、関係する構成国は、もし可能である場合には、単一の構成国に刑事手続を集中することを目的として、どの構成国がその行為者を訴追するかを決定するために協力する。この目的のために、構成国は、構成国の法務当局間の協力及び法務当局の活動の連携を促進するために欧州連合内に設置されたいずれかの組織または仕組み¹に支援を依頼することができる。その後の手続においては、以下の要素を考慮に入れる²：
- －その構成国が、その行為が実行された領土のある構成国であること；
 - －その構成国が、その行為者が国民または居住者である構成国であること；
 - －その構成国が、その被害者の出身地³である構成国であること；
 - －その構成国が、その行為者が発見された構成国であること。
3. 各構成国は、そのような行為の容疑のある者または有罪判決を受けた者を別の構成国または第三国に対して手渡すこと、または、引渡しをすることを当該構成国が拒否する場合には、第1条ないし第4条に示す行為について、その構成国が管轄権を発生させるために必要となる措置も講ずる。

¹ [訳注] Eurojust や欧州法務ネットワーク（European Judicial Network (EJN)）のことを指すと解される。

² [訳注] ここに掲げられている要素の中で該当するものが最も多い構成国が当該事件について優先的な管轄権をもつという趣旨と解される。

³ [訳注] 原文は、「origin of the victims」となっている。「national or resident」となっていないのは、判断の基準時において、被害者が生存していない場合、または、被害者が別の構成国において被害を受けた場合を含める趣旨と解される。後者の場合、被害者がその出身国である構成国において被害を受けたときは、その構成国の管轄権が優先される。

4. 各構成国は、テロリストグループがその本拠地を置き、または、その犯罪活動を行うものである限り、その構成国の領土内で第2条及び第4条に示す行為のいずれかの全部または一部が実行された場合について、その構成国の管轄権が及ぶことを確保する。
5. 本条は、構成国の国内立法に従い構成国によって定められる刑事上の管轄権の行使を排除するものではない。

第10条 被害者の保護及び援助

1. 構成国は、この指令の適用のある侵害行為の捜査または訴追が、少なくとも、その構成国の領土上で実行された場合には、その侵害行為の対象となった者の告発または告訴にかかるものとし、しないことを確保する¹。
2. 刑事訴訟における被害者の立場に関する2001年3月15日の理事会枠組み決定2001/220/JHA²に定める措置に加え、各構成国は、必要があるときは、被害者の家族の適切な援助を確保するために可能な全ての措置を講ずる。

第11条 実装及び報告

1. 構成国は、2002年12月31日までに、この枠組み決定を遵守するために必要となる措置を講ずる。
2. 2002年12月31日までに、構成国は、理事会の事務局長及び欧州委員会に対し、この枠組み決定に基づいて構成国に課せられた義務を構成国の国内法の中に組み入れる条項の条文を送付する。その情報により作成される報告書及び欧州委員会からの報告書に基づき、理事会は、2003年12月31日までに、構成国がこの枠組み決定を遵守するために必要となる措置を講じたか否かを評価する。
3. 欧州委員会の報告書は、とりわけ、第5条第2項に示す義務の構成国の刑事法について示すものとする。

¹ [訳注] 要するに、非親告罪とする趣旨である。なお、親告罪という法制度それ自体の再評価に関しては、黒澤睦「関係修復正義としての修復的司法の犯罪学・被害者学・刑事政策学的素地—犯罪・被害原因論としての関係犯罪論から犯罪・被害対応論としての関係犯罪論・親告罪論へ—」・西村春夫・高橋則夫編『修復的正義の諸相—細井洋子先生古稀祝賀』（成文堂、2015）115～138頁所収が参考になる。

² OJ L 82, 22.3.2001, p.1.

第12条 地域的適用

この枠組み決定は、ジブラルタルに対して適用される。

第13条 発効

この枠組み決定は、官報で公示された日に発効する。
2002年6月13日にルクセンブルクで行われた。

理事会として
議長 M. RAJOY BREY

理事会枠組み決定 2008/919/JHA
[参考訳]

2017年4月21日
明治大学法学部教授
夏井 高人

Council Framework Decision 2008/919/JHA of 28 November 2008 amending Framework Decision 2002/475/JHA on combating terrorism (OJ L 330, 9.12.2008, p. 21–23)のテキスト(英語版)に基づき、和訳を試みた。テキストは、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32008F0919&from=EN>
[2017年4月18日確認]

枠組み決定 2008/919/JHA (OJ L 330, 9.12.2008, p. 21–23)は、枠組み決定 2002/475/JHA (OJ L 164, 22.6.2002, p.3–7)の第3条及び第4条の改正を主たる目的とするものである。

枠組み決定 2008/919/JHA は、前文及び条文の2つの部分で構成されている。この参考訳では、前文及び条文の全文を訳出した。

この参考訳は、あくまでも枠組み決定 2008/919/JHA の私訳である。

原則として直訳としたが、直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意訳とした。参考訳の訳文だけではわかりにくい部分については訳注を付した。枠組み決定 2008/919/JHA にある原注と識別できるようにするため、訳注には[訳注]と記してある。

理事会枠組み決定 2002/475/JHA の参考訳は、法と情報雑誌2巻5号71～85頁にある。理事会枠組み決定 2006/960/JHA の参考訳は、法と情報雑誌2巻5号95～110頁にある。PNR 指令(EU)2016/681 の参考訳は、法と情報雑誌2巻3号119～155頁にある。VIS 規則(EC) No 767/2008 の参考訳は、法と情報雑誌2巻5号1～59頁にある。API 指令 2004/82/EC の参考訳は、法と情報雑誌2巻5号60～70頁にある。

一般個人データ保護規則(EU)2016/679 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 188～331 頁にある。個人データ保護指令 95/46/EC の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 332～365 頁にある。規則(EC) No 45/2001 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 111～146 頁にある。

Europol 規則(EU)2016/794 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 3 号 1～101 頁にある。Europol 決定 2009/371/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 31～98 頁にある。決定 2009/934/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 99～113 頁にある。決定 2009/935/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 114～118 頁にある。決定 2009/936/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 119～139 頁にある。決定 2009/968/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 140～154 頁にある。決定 2008/615/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 155～181 頁にある。枠組み決定 2008/977/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 1 号 141～169 頁にある。決定 2003/659/JHA 及び決定 2009/426/JHA による改正後の Eurojust 決定 2002/187/JHA は、法と情報雑誌 2 巻 4 号 81～125 頁にある。2003/659/JHA による改正前の Eurojust 決定 2002/187/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 4 号 126～152 頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭に掲記した文献を参考にした。

この参考訳の校正に際しては、唐亀侑久氏（株式会社ラック）の助力を得た。

テロリズムとの闘いに関する枠組み決定 2002/475/JHA を改正する 理事会枠組み決定 2008/919/JHA

欧州連合の理事会は、
欧州連合条約、とりわけ、その第31条第1項(e)及び第34条第2項(b)に鑑み、
欧州委員会からの提案に鑑み、
欧州議会からの意見¹に鑑み、
以下のとおりであるので、この枠組み決定を採択する。

(1) テロリズムは、人間の完全性、自由²、平等及び尊厳、欧州連合が基礎としている人権及び基本的自由³の尊重という普遍的な価値の最も深刻な侵害行為の1つを構成する。それは、民主主義及び法の支配、構成国にとって共通のものであり、欧州連合が基礎とする基本原則に対する最も深刻な攻撃の1つである。

(2) テロリズムとの闘いに関する2002年6月13日の枠組み決定2002/475/JHA⁴は、欧州連合の対テロリズム政策の基礎となっている。全ての構成国に共通の法的枠組みが達成され、とりわけ、テロリスト行為の整合性のとれた定義が達成されたことにより、基本的な権利の尊重及び法の支配に服しつつ、欧州連合の対テロリズム政策を発展させ、かつ、拡張することができるようになった。

(3) 近年、相互に緩い結びつきをもつ半自律的な細胞によって構成され階級化されているグループが置き換わることを含め、テロリストの活動と支援の手口(*modus operandi*)における変化を伴って、テロリズムの脅威は、増大し、急速に進化した。そのような細胞は、国際的なネットワークで相互連携し、かつ、次第に、新たな技術、とりわけ、インターネットの利用に依拠するようになってきている。

(4) インターネットは、欧州におけるローカルなテロリストネットワークと個人を刺激し、動員し、テロリストの手段及び方法に関する情報源をも提供し、そして、「バーチャル訓練キャンプ」として機能している。テロリスト行為を実行することの大量の扇動、テロリズムの勧誘及びテロリズムのための訓練は、極めて低コストかつ低リスクで増殖した。

¹ 官報未登載

² [訳注] 原文は、「freedom」ではなく、「liberty」となっている。

³ [訳注] 原文は、「fundamental freedoms」となっている。これは、欧州連合基本権憲章、欧州人権条約及びTFEUによって認められた自由を指す趣旨と解される。

⁴ OJ L 164, 22.6.2002, p.3.

(5) 欧州理事会が2004年11月5日に採択した欧州連合における自由、安全及び正義の強化に関するハーグ・プログラム¹は、基本的な権利を完全に遵守した上でのテロリズムの効果的な防止及びそれとの闘いが、構成国に対し、構成国自身の安全の維持だけに構成国を閉じ込めることなく、欧州連合全体の安全にも焦点を当てることを求めるということを強調している。

(6) 自由、安全及び正義の強化に関するハーグ・プログラムを実装する理事会及び欧州委員会の行動計画²は、テロリズムに対応するためにグローバルな対策が求められること、そして、市民がもつ欧州連合への期待を無視することが許されないだけでなく、市民の期待に応えることに失敗することが許されないということを想起させている。加えて、ハーグ・プログラムは、更なる拡大の防止、それへの準備及び対応という異なる側面に注意を向けなければならないと述べている。

(7) この枠組み決定は、テロリスト攻撃を実行するように人々を扇動するようなテロリズム物件の配布を減少させることによりテロリズムを防止するというより一般的な政策目的⁴に貢献するために、テロリスト活動と連携する行為を犯罪として処罰することを定める。

(8) 国連安全保障会議決議第1624号（2005年）は、加盟国に対し、テロリスト行為の実行の扇動を法律によって禁止し、かつ、そのような行動を防止するための、必要であ

¹ [訳注] The Hague Programme: strengthening freedom, security and justice in the European Union (OJ C 53, 3.3.2005, p.1-14)

² OJ C 198, 12.8.2005, p.1.

³ [訳注] これらの諸点に関しては、Opinion of the European Economic and Social Committee on the Proposal for a Council Decision establishing the specific Programme Prevention, Preparedness and Consequence Management of Terrorism, for the Period 2007-2013. General Programme Security and Safeguarding Liberties (COM(2005) 124 final — 2005/0034 (CNS)) (OJ C 65, 17.3.2006, p.63-69) 参照。また、その後のEUの動向については、Communication from the Commission to the Council and the European Parliament Establishing a framework programme on “Security and Safeguarding Liberties” for the period 2007-2013 (COM/2005/0124 final) 参照。

⁴ [訳注] 現在の欧米においては普通の出来事になりつつあるテロ関係コンテンツ及びそのリンクの点検と削除、テロと関係するSNSサイトの閉鎖等の動向、とりわけ、Google、Microsoft、Facebook、Apple等による追隨的な動きのルーツの1つがここで示されているような考え方にあると理解することは、可能な範囲内にある（前文(8)参照）。しかし、日本国の法学においては、ハーグ・プログラム及びその行動計画、そして、この枠組み決定を含め、ハーグ・プログラムに基づく諸々のEU法に関する研究は、紹介記事的な論説や難民関係の論説等を除いては、非常に乏しいという状況にある。日本国の犯罪学ないし刑事政策学においても、警察関係の著者による論説等を除き、このことは、基本的に同じである。

り、適切であり、かつ、国際法に基づく加盟国の義務に従った措置を講ずることを求めている。2006年4月27日の国連事務総長報告書「テロリズムに対する団結：グローバルな対テロリズム戦略の勧告」は、前述の決議について、インターネットを介するものを含め、テロリスト行為の扇動行為及び勧誘行為を犯罪として処罰することの根拠を提供するものとして解釈している。2006年9月8日の国連グローバル対テロリズム戦略は、国連の加盟国が、国際レベル及び国内レベルで、インターネット上の全てのその形態及び示威行動におけるテロリズムと対抗する努力を連携するための解決の方法と手段を模索することを決議している。

(9) テロリズムの防止に関する欧州評議会条約¹は、それが違法かつ意図的に実行されるときは、テロリスト行為を実行することの大衆の扇動、テロリズムの勧誘及びテロリズムのための訓練を犯罪として処罰することを同評議会の構成国の義務と定めている。

(10) それが意図的に実行されるときは、テロリスト行為を実行することの大衆の扇動、テロリズムの勧誘及びテロリズムのための訓練がテロリスト行為に該当するようにするため、テロリスト行為の定義は、テロリスト活動と連携する行為を含め、全ての構成国の間において、より均等なものとするべきである。

(11) 処罰は、意図的に行為を実行する自然人について、または、テロリスト行為を実行することの大衆の扇動、テロリズムの勧誘及びテロリズムのための訓練について責任のある法人について定められなければならない。これらの形態の行動は、それがインターネットを介して実行されるか否かを問わず、全ての構成国において、同等に処罰されなければならない。

(12) この枠組み決定の目的は構成国のみでは十分に達成することができず、そして、欧州全域にわたる整合性のとれた規則が必要であることのゆえに、欧州連合のレベルにおいてより良く達成され得ることに鑑み、欧州連合は、欧州共同体条約の第5条及び欧州連合条約の第2条²に定める補完性の原則に従って、措置を採択することができる。欧州共同体条約の第5条に定める比例性の原則に従い、この枠組み決定は、その目的を達成するために必要なところを越えることがない。

(13) 欧州連合は、欧州連合条約の第6条第2項によって認められ、かつ、欧州連合基本権憲章、とりわけ、その第2章及び第6章に反映されている基本原則を尊重する。この枠組み決定のいかなる条項も、表現の自由、集会の自由、結社の自由、私的な生活及び家庭の生活の尊重の権利、通信の秘密³の尊重の権利のような基本的な権利または

¹ [訳注] Council of Europe Convention on the Prevention of Terrorism (CETS No.196)

² [訳注] 第5条の誤記と思われるが、直訳とした。

³ [訳注] 丸橋透・夏井高人「指令 2002/58/EC の改正案 [参考訳]」法と情報雑誌 2巻4号 195～248頁 (2017) 参照

自由を制限または禁止するものとして解釈してはならない。

(14) テロリスト行為を実行することの大衆の扇動、テロリズムの勧誘及びテロリズムのための訓練は、意図的な犯罪¹である。それゆえ、この枠組み決定のいかなる条項も、科学の目的、学術の目的または報道の目的による情報の伝達を制限または禁止するものとして解釈してはならない。テロリズムを含め、微妙な政治的問題に関する公開の場での討論の際の過激な見解、闘争的な見解または物議を醸す見解の表現は、この枠組み決定の適用範囲外にあり、とりわけ、テロリスト行為を実行することの大衆の扇動の定義の適用の範囲外にある²。

(15) この枠組み決定に基づく犯罪としての処罰の実装は、その求める正当な目的及び民主主義社会におけるその必要性に関し、その性質及び状況と比例するものでなければならず、かつ、いかなる形態の恣意及び差別をも排除するものでなければならない。

¹ [訳注] 故意犯のみを処罰するものであるとの趣旨である。

² [訳注] 適用の有無は、主観的構成要件要素である「テロリズムの目的」を証明できるか否かにある。実体的にみると、この「テロリズムの目的」が欠落していれば構成要件該当性がない。この主観的な構成要件要素は、刑事訴訟手続において客観的な証拠によって証明されなければならない。自白がある場合は別として、本人が否認している場合には、民主主義社会において適正手続の保障のある刑事裁判制度及び捜査手続の下においては、自白の強要は許されないので、例えば、当該本人がテロリストグループの構成員であり、かつ、積極的に活動をしてきたという客観的な事実またはその履歴を示す客観的な証拠によって「テロリズムの目的」の存在を推認するという証明手法、あるいは、もしそのような証拠が確保されている場合には、当該議論の開始または当該議論における発言行動が公衆の扇動を目的とするテロリスト計画の一部を構成するものであることを示す文書等の物的な証拠による証明手法を採用する以外に方法はないと考えられる。

第1条 改正

枠組み決定 2002/475/JHA は、以下のとおり改正される：

1. 第3条は、以下のとおり置き換えとなる：

「第3条 テロリスト活動と連携する行為

1. この枠組み決定の目的においては：

(a) 「テロリスト行為を実行することの大衆の扇動」とは、そのような行為が、直接にテロリスト行為を勧奨するものであるか否かを問わず、1または複数のそのような行為が実行されるかもしれない危険を発生させる場合には、第1条第1項(a)ないし(h)に列挙する行為中のいずれかの実行を扇動する意図で、公衆に対し、メッセージを配布すること、または、それ以外の方法でこれを利用可能なものとするを意味する。

(b) 「テロリズムの勧誘」とは、第1条第1項(a)ないし(h)または第2条に列挙する行為中のいずれかの実行を他の者に対して求めることを意味する。

(c) 「テロリズムのための訓練」とは、第1条第1項(a)ないし(h)に列挙する行為中のいずれかを実行する目的で¹、その技能がこの目的のために用いられる意図で提供されることを認識して²、爆発物、銃器もしくはその他の武器または有害物質もしくは危険物の製造または使用についての指導、または、これら以外の特別の手法または技術の指導を提供することを意味する。

2. 各構成国は、以下の意図的な行為をテロリスト活動と連携する行為に含めることを確保するために必要となる措置を講ずる：

(a) テロリスト行為を実行することの大衆の扇動；

(b) テロリズムの勧誘；

(c) テロリズムのための訓練；

(d) 第1条第1項に列挙する行為中のいずれかを実行する意図による重窃盗；

(e) 第1条第1項に列挙する行為中のいずれかを準備する意図による強要；

(f) 第1条第1項(a)ないし(h)及び第2条第2項(b)に列挙する行為中のいずれかを実行する意図による偽造公文書の作成。

¹ [訳注] 目的犯であることを示すものと解される。

² [訳注] 故意犯のみを処罰する趣旨であることを示すものと解される。

3. 第2項に定める行為を処罰するためには、テロリスト行為が現実に行われることを要しない¹。」

2. 第4条は、以下のとおり置き換えとなる：

「第4条 幫助または教唆、扇動及び未遂

1. 各構成国は、第1条第1項、第2条または第3条に示す行為の幫助または教唆を処罰できるようにすることを確保するために必要な措置を講ずる。
2. 各構成国は、第1条第1項、第2条または第3条第2項(d)ないし(f)に示す行為の扇動を処罰できるようにすることを確保するために必要な措置を講ずる。
3. 各構成国は、第1条第1項(f)に定める所持行為及び第1条第1項(i)に示す犯罪行為を除き、第1条第1項及び第3条第2項(d)ないし(f)に示す行為の未遂を処罰できるようにすることを確保するために必要な措置を講ずる。
4. 各構成国は、第3条第2項(b)及び(c)に示す行為の未遂を処罰できるようにすることを確保するために必要な措置を定めることができる。」

第2条 表現の自由と関連する基本原則

この枠組み決定は、その規則が責任の決定及び制限と関連する場合には、構成国の憲法上の伝統または出版またはその他のメディアの権利と義務を規律する規則から生じたものとしての表現の自由、とりわけ、出版の自由及びその他のメディアにおける表現の自由と関連する基本原則、並びに、出版またはその他のメディアのための手続保障と矛盾する措置を講ずることを構成国に求める効果をもつものではない。

第3条 実装及び報告

1. 構成国は、2010年12月9日までに、この枠組み決定を遵守するために必要となる措置を講ずる。この枠組み決定の実装において、構成国は、犯罪化の措置が、求められる目的にとって比例的であり、かつ、民主主義社会において必要なものであること、並

¹ [訳注] 日本国の法令において予備罪が処罰される場合においても、当該予備行為のみが独立の犯罪行為として処罰され、予備の目的であった犯罪行為（例えば、殺人予備罪の場合には、殺人行為）が実行されることを要しない。

びに、いかなる形態の恣意及び差別をも排除するものであることを確保する。

2. 2010年12月9日までに、構成国は、理事会の事務局長及び欧州委員会に対し、この枠組み決定に基づいて構成国に課せられた義務を構成国の国内法の中に組み入れる条項の条文を送付する。その情報により作成される報告書及び欧州委員会からの報告書に基づき、理事会は、2011年12月9日までに、構成国がこの枠組み決定を遵守するために必要となる措置を講じたか否かを評価する。

第4条 発効

この枠組み決定は、EU官報で公示された日に発効する。

2008年11月28日にブリュッセルで行われた。

理事会として
議長 M. ALLIOT-MARIE